

使用料金体系

(令和2年4月1日現在)

市町名	適用区分				種別	基本料金 (税抜き)	追加料金 (税抜き)	20m ³ /月 使用時の料金 (税抜き)	備考		
	下水道	集排	コンプラ	浄化槽							
金沢市	●	●			一般	水量に関わらず定額 900円	10m ³ まで27円/m ³ 、10m ³ を超え30m ³ まで124円/m ³ 、30m ³ を超え50m ³ まで129円/m ³ 、50m ³ を超え100m ³ まで135円/m ³ 、100m ³ を超え200m ³ まで140円/m ³ 、200m ³ を超え300m ³ まで146円/m ³ 、300m ³ を超え500m ³ まで154円/m ³ 、500m ³ を超え1000m ³ まで162円/m ³ 、1000m ³ を超える分171円/m ³	2,410円	H21.4.1改定		
					一般水道以外(動力)	〃	追加料金は同上：水量は量水器を原則(使用者設置) 量水器未設置の場合、1世帯4人まで12m ³ 、+超える分1人につき2.4m ³ 、+浴槽1個につき3.6m ³		非動力の20%増		
					一般水道以外(非動力)	〃	追加料金は同上：水量は量水器を原則(使用者設置) 量水器未設置の場合、1世帯4人まで10m ³ 、+超える分1人につき2m ³ 、+浴槽1個につき3m ³				
					水道併用	〃	追加料金は同上：水量は量水器を原則(使用者設置)とし合算 量水器未設置の場合、上記算定量の1/2とし合算				
					公衆浴場	2,000円/100m ³ まで	100m ³ を超える分25円/m ³	2,000円			
七尾市	●	●	●		一般	水量に関わらず定額 500円	10m ³ まで100円/m ³ 、10m ³ を超え50m ³ まで160円/m ³ 、50m ³ を超える分180円/m ³	3,100円	浄化槽のみ一部地域で適用		
					一般水道以外	〃	追加料金は同上：水量は量水器を原則(使用者設置) 量水器未設置の場合、世帯人数×6m ³		浄化槽のみ一部地域で適用		
					水道併用	〃	追加料金は同上：水量は量水器を原則(使用者設置)とし合算 量水器未設置の場合、水道使用量との多い方				
					公衆浴場	〃	70円/m ³	1,900円			
	●	●	●	●		5人槽	2,667円/月		2,667円	旧田鶴浜町、旧能登島町では一部地域で適用	
						7人槽	3,619円/月		3,619円		
						10人槽	4,667円/月		4,667円		
						12人槽以上	別に定める				
						一般	1,150円/10m ³ まで	10m ³ を超え30m ³ まで115円/m ³ 、30m ³ を超え50m ³ まで175円/m ³ 、50m ³ を超え100m ³ まで180円/m ³ 、100m ³ を超え200m ³ まで185円/m ³ 、200m ³ を超え500m ³ まで190円/m ³ 、500m ³ を超え1000m ³ まで195円/m ³ 、1000m ³ を超える分200円/m ³	2,300円		10円未満切り捨て
						一般水道以外	—	105円/m ³ ：水量は量水器設置を原則 量水器未設置の場合、使用の態様を勘案して使用水量を認定			10円未満切り捨て水道分と別算定
水道併用	1,150円/10m ³ まで	追加料金は各種別のとおり：水量は量水器を原則として合算 量水器未設置の場合、使用の態様を勘案して使用水量を認定		10円未満切り捨て							
●	●	●	●	公衆浴場	—	55円/m ³	1,100円	10円未満切り捨て			
輪島市	●	●			一般	1,428円/10m ³ まで	10m ³ を超える分171円/m ³	3,138円	10円未満切り捨て		
					公衆浴場	—	57円/m ³	1,140円	10円未満切り捨て		
					一般水道以外	各種別のとおり	追加料金は各種別のとおり：水量は量水器を原則(使用者設置) 量水器未設置の場合、世帯人数×5m ³		10円未満切り捨て		
					水道併用		追加料金は各種別のとおり：水量は量水器を原則(使用者設置)とし合算 量水器未設置の場合、水道との多い方		水量により変動		
	●	●	●	●		5人槽	2,761円/月		2,761円	定額	
						6~7人槽	3,333円/月		3,333円	定額	
						8~10人槽	4,285円/月		4,285円	定額	
						11人槽以上	別に定める				
珠洲市	●				一般	1,600円/10m ³ まで	10m ³ を超える分160円/m ³	3,200円			
					一般水道以外	〃	水量は、世帯人数×5m ³ (認定水量)				
					水道併用	〃	上記認定水量と水道水量を比較し多い方		1m ³ 以下は1m ³		
					公衆浴場	—	30円/m ³	600円			
加賀市	●	●			一般	1,200円/10m ³ まで	10m ³ を超え50m ³ まで130円/m ³ 、50m ³ を超え1000m ³ まで135円/m ³ 、1000m ³ を超える分140円/m ³	2,500円			
					一般水道以外	〃	追加料金は同上：水量は量水器を原則(使用者設置) 量水器未設置の場合、1世帯4人まで人数×8m ³ 、+超える分1人につき5m ³				
					水道併用	〃	追加料金は同上：水量は量水器を原則(使用者設置)とし合算 量水器未設置の場合、上記算定量の1/2とし合算				
					公衆浴場	—	85円/m ³	1,700円			
羽咋市	●				一般	1,500円/10m ³ まで	10m ³ を超える分165円/m ³	3,150円			
					一般水道以外	〃	追加料金は同上：水量は量水器を原則(使用者設置) 量水器未設置の場合、世帯人数×6m ³				
					水道併用	〃	追加料金は同上：水量は量水器を原則(使用者設置)とし合算 量水器未設置の場合、水道との多い方				
					公衆浴場	—	33円/m ³	660円			
かほく市	●	●			一般	840円/8m ³ まで	8m ³ を超え50m ³ まで115円/m ³ 、50m ³ を超え100m ³ まで125円/m ³ 、100m ³ を超える分135円/m ³	2,220円			
					一般水道以外	〃	追加料金は同上：水量は量水器を原則(使用者設置) 量水器未設置の場合、1世帯4人まで人数×8m ³ 、+超える分1人につき4m ³		浄化槽は一部地区のみ		
					水道併用	〃	追加料金は同上：水量は量水器を原則(使用者設置)とし合算 量水器未設置の場合、水道と算定量の多い方				
					公衆浴場	—	40円/m ³	800円			

(令和2年4月1日現在)

市町名	適用区分				種別	基本料金 (税抜き)	追加料金 (税抜き)	20m ³ /月 使用時の料金 (税抜き)	備考	
	下水道	集排	コブ工	浄化槽						
白山市	●	●	●		一般	1,190 円/10m ³ まで	10m ³ を超え30m ³ まで123円/m ³ 、30m ³ を超え50m ³ まで142円/m ³ 、50m ³ を超え100m ³ まで152円/m ³ 、100m ³ を超える分161円/m ³	2,420 円		
					一般水道以外	〃	追加料金は同上：水量は量水器を原則(使用者設置) 量水器未設置の場合、世帯人数×8m ³			
					水道併用	〃	追加料金は同上：水量は量水器を原則(使用者設置)とし合算 量水器未設置の場合、上記算定量と合算			
	●	●	●		公衆浴場	—	28円/m ³	560 円		
能美市	●	●			一般	700 円/5m ³ まで	5m ³ を超える分140円/m ³	2,800 円		
					一般水道以外	〃	追加料金は同上：水量は量水器を原則(使用者設置) 量水器未設置の場合、世帯人数×7m ³			
					水道併用	〃	追加料金は同上：水量は量水器を原則(使用者設置)とし合算 量水器未設置の場合、上記算定量。 但し、算定量-水道使用量≤4m ³ →水道使用量+4m ³			
	●				公衆浴場	—	36円/m ³	720 円		
野々市市	●				一般	1,050 円/10m ³ まで	10m ³ を超え30m ³ まで115円/m ³ 、30m ³ を超え50m ³ まで128円/m ³ 、50m ³ を超え100m ³ まで140円/m ³ 、100m ³ を超える分151円/m ³	2,200 円	1円未満切り捨て	
					一般水道以外	〃	追加料金は同上：水量は量水器を原則(使用者設置) 量水器未設置の場合、1世帯3人まで人数×10m ³ 、+超える分1人につき4m ³			
					水道併用	〃	追加料金は同上：水量は量水器を原則(使用者設置)とし合算 量水器未設置の場合、上記算定量から水道量を減じ合算		1m ³ 以下は1m ³	
	●				公衆浴場	—	25円/m ³	500 円		
川北町		●			一般	2,000 円/戸 [※]		2,000 円 [※]	定額 ※税込み	
津幡町	●	●			一般	1,600 円/10m ³ まで	10m ³ を超える分160円/m ³	3,200 円		
					一般水道以外	〃	追加料金は同上：水量は量水器を原則(使用者設置) 量水器未設置の場合、世帯人数×5m ³			
					水道併用	〃	追加料金は同上：水量は量水器を原則(使用者設置)とし合算 量水器未設置の場合、上記算定量>水道量なら算定量、 算定量≤水道量なら水道量+1m ³ (使用井戸等分)を採用			
	●	●			公衆浴場	—	30円/m ³	600 円		
内灘町	●				一般	1,096 円/10m ³ まで	10m ³ を超え50m ³ まで114円、50m ³ を超え100m ³ まで123円、100m ³ を超える分133円	2,236 円	料金改定時に外税とした。	
					一般水道以外	〃	追加料金は同上：水量は量水器を原則(使用者設置) 量水器未設置の場合、認定水量とする(1世帯4人まで24m ³ 、+超える分1人につき4m ³)			
					水道併用	〃	追加料金は同上：水量は量水器を原則(使用者設置)とし水道との合算。 一般水道以外において量水器未設置の場合は、水道メータの水量と認定水量の多い方を使用水量とする。			
	●				公衆浴場	1,096 円/10m ³ まで	10m ³ を超える分40円/m ³	1,496 円		
旧志賀町	●	●	●	●	一般	1,500 円/10m ³ まで	10m ³ を超える分150円/m ³	3,000 円	H30.4.1改定	
旧富来町	●	●	●	●						
志賀町	●	●	●	●	一般水道以外	〃	追加料金：水量は量水器を原則(使用者設置) 量水器未設置の場合、世帯人数×9m ³			
					水道併用	〃	追加料金：水量は量水器を原則(使用者設置)とし合算 量水器未設置の場合、水道との多い方			
					●	●			公衆浴場	—
	宝達志水町	●	●	●		一般	1,800 円/10m ³ まで	10m ³ を超える分230円/m ³	4,100 円	
一般水道以外						〃	追加料金は同上：世帯人数×8m ³			
水道併用						〃	追加料金は同上：上記算定量と水道の多い方			
●		●			公衆浴場	—	40円/m ³	800 円		
中能登町	●	●			一般	1,300 円/10m ³ まで	10m ³ を超える分120円/m ³	2,500 円		
					一般水道以外	〃	追加料金は同上：世帯人数×6m ³			
					水道併用	〃	追加料金は同上：上記算定量と水道の多い方			
	●	●			公衆浴場	—	70円/m ³	1,400 円		
穴水町	●	●			一般	1,800 円/10m ³ まで	10m ³ を超える分180円/m ³	3,600 円		
					一般水道以外	〃	追加料金は同上：世帯人数×5m ³			
					水道併用	〃	追加料金は同上：水道使用量とする			
	●				公衆浴場	—	30円/m ³	600 円		
能登町	●	●			一般	1,500 円/10m ³ まで	10m ³ を超える分150円/m ³	3,000 円		
					一般水道以外	〃	追加料金は同上：水量は量水器を原則(使用者設置) 量水器未設置の場合、世帯人数×6m ³			
					水道併用	〃	追加料金は同上：水量は量水器を原則(使用者設置)とし合算 量水器未設置の場合、水道との多い方			
	●			●	10人槽以下	1,500 円/月		1,500 円		
					11～20人槽	1,700 円/月		1,700 円		
					21～35人槽	2,500 円/月		2,500 円		
				36～50人槽	2,900 円/月		2,900 円			
				51人槽以上	別に定める					